

ご利用について

利用できる方は？

- ・秋田県内の事業所に勤務する(勤務していた)労働者、または使用者のどちらからでも申請できます。
- ・雇用形態(正社員・パート・派遣等)にかかわらず申請できます。

利用方法は？

- ・まずは当労働委員会にお電話ください。トラブルの内容を整理し、解決に向けた情報提供などをします。
- ・あっせん制度の利用をお決めになった場合は、申請書に必要な事項(トラブルの内容、経緯など)を記入し、当労働委員会に提出していただきます。
- ・なお、郵送や電子メールによる提出も可能です。
- ・申請書は、ホームページからダウンロードできます。

アクセスは？

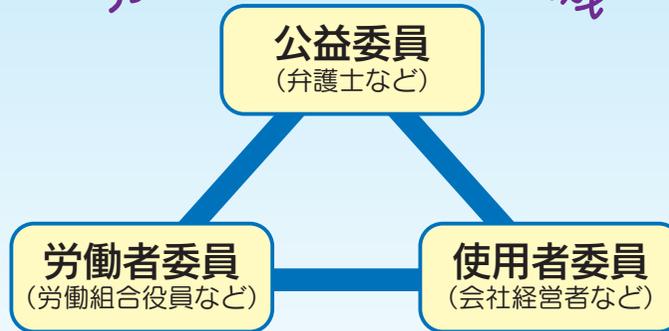
- ・秋田地方総合庁舎4階です。
- ・バス/「県庁市役所前」で下車してください。
- ・自家用車/県庁駐車場をご利用ください。



労働委員会とは

- ・労働委員会は、労働トラブルを解決するために、法律に基づき設置された専門的な行政機関です。
- ・公益、労働者、使用者それぞれの立場を代表する委員で構成され、労働トラブルの自主的な解決が困難な場合に、中立・公正な立場で、解決のお手伝いをします。

労働問題の専門家で構成



お気軽にお問い合わせください

秋田県労働委員会事務局

TEL 018-860-3284

FAX 018-860-3286

Email akiroi@pref.akita.lg.jp

受付時間 平日 8:30~17:15 (土日祝・年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

〒010-0951
秋田市山王四丁目1-2
秋田地方総合庁舎4階

秋田県労働委員会 検索



職場のトラブルで悩んでいませんか？

労働問題の専門家が解決をサポートします

- ・解雇
- ・パワハラ
- ・雇止め
- ・賃下げ
- ・退職
- ・配転命令など

相談してよかった!

ご利用は

無料

秘密厳守



個別労働関係紛争のあっせん制度のご案内



秋田県労働委員会

©2015秋田んたっち

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

至 由利本荘市・にかほ市

労働問題の専門家が、無料で、迅速・丁寧に労働トラブルの解決をサポートします！

あっせんとは？

労働トラブルの自主的な解決が困難となった場合に、労働委員会の委員の中から選ばれた3名のあっせん員が、双方の話を聞き、合意点を探りながら歩み寄りを促すなどして、解決を手助けする制度です。

無料 費用はかかりません。

迅速 申請から終結まで、平均で2か月程度です。

丁寧 3名のあっせん員による手厚い体制で解決をサポートします。

Q&A

Q. どんなトラブルが対象？

A. 個々の労働者と使用者との間で生じた労働条件や労働関係に関するトラブルで、例えば次のようなものがあります。

- (1) 賃金に関すること(賃下げ、退職金など)
- (2) 賃金以外の労働条件に関すること(労働時間、休日、休暇など)
- (3) 人事等に関すること(解雇、パワハラ、配転命令など)

Q. 他人に知られたくないのですが…

A. あっせんは非公開、秘密厳守で行われます。

Q. 相手方と対面したくないのですが…

A. あっせん員が当事者双方から個別にお話を伺います。その間、相手方は控室で待機しますので、対面せずに進められます。

トラブルの解決事例

■解雇

労働者Aさんは、正社員として働いていましたが、ミスを理由に、会社から退職を勧められました。Aさんは、「会社を辞めなければならないほどのミスはしていない」と主張し、これを拒否したところ、会社から解雇を告げられました。

Aさんは解雇に納得できず、金銭的補償と慰謝料を求め、あっせんを申請しました。

あっせんの結果、Aさんが解雇を受け入れる一方、会社がAさんに解決金を支払うことで解決しました。

※同様のトラブルであっせんを行った場合でも、事例と同じ結果になるとは限りません。

解決に向けた手続き（あっせん手続き）の流れ

申請書の提出

あっせん手続きを希望する労働者または使用者が、申請書を秋田県労働委員会に提出します。

※相手方があっせんに応じない場合や、トラブルの内容によっては、あっせん手続きを始められない場合があります。

事務局職員の調査

申請者

- ・トラブルの内容や経緯をお聞きします。
- ・どのような解決を求めるのか確認します。

相手方

- ・あっせん制度の概要や趣旨をご説明します。
- ・申請のあったトラブルの内容をご説明し、事情をお聞きします。
- ・あっせんに応じるかどうか確認します。

あっせんの開催

- ・あっせん員が当事者双方からお話を伺い、解決に向けて合意点を探ります。

- ・あっせんの回数は1～3回程度で、1回当たりの所要時間は2～3時間程度です。

3名のあっせん員

労働者委員 公益委員 使用者委員

解決

あっせんにより、労働者と使用者が合意した場合

打ち切り

あっせんを行っても、労働者と使用者が合意に達しない場合